

証券コード 2764
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号
株 式 会 社 ひ ら ま つ
代表取締役社長兼CEO 遠藤 久

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえ、感染防止にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。また、感染防止の観点から会場への入場者数も制限させていただいており、株主総会の出席は、後記のとおり事前登録制とさせていただきます。なお、本株主総会は、当日株主総会にご出席いただけない株主様に向けて、インターネットを通じたライブ配信及び事前質問受付を行います。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木3-2-1住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数を50名様までとさせていただきます。そのため、株主総会の出席は事前登録制とさせていただきます。登録希望者が多数の場合は、抽選で登録者を決定させていただきます。事前登録がない場合、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに行使してください。

- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. インターネット開示に関する事項

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hiramatsu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております会社の連結注記表及び個別注記表も含まれておりません。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(株主様へのお願い)

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hiramatsu.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
 - ・接触感染リスク低減のため、当日入場できる株主様の人数を50名とさせていただきます、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性があるため、本株主総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者に優先的にご入場いただくこととさせていただきます。また、事前登録をご希望される株主様が50名を超えた場合には、公正な抽選とさせていただきます。事前登録の方法については、本招集通知に同封の「第40期定期株主総会入場制限の実施に関するお知らせ」にてご案内しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
 - ・当日のインターネットによるライブ配信では質疑応答を含めた配信となりますので、ご出席いただく株主様の映像・音声配信される場合がございますので、予めご了承ください。
 - ・議決権行使書用紙による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
 - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hiramatsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

当日ご出席の株主さまへのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス [https://www.^{ウェブ行使}web54.net](https://www.web54.net)

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月23日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。)

以上

ライブ配信のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2022年6月24日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

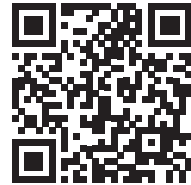
2. 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意のうえ、以下の視聴用ウェブサイトへアクセスをお願いいたします。（議決権行使書用紙を投函する前に必ず「株主番号」をお手元にお控えください。）

◆視聴用ウェブサイト

<https://v.srdb.jp/2764/2022soukai/>

QRコードはこちら



◆株主ID（半角9桁・ハイフンは不要です。）

議決権行使書用紙又は配当金関連書類等に
記載されている「株主番号」

（株主番号が8桁の株主様は株主番号の先頭に
「0」をつけてください。）

◆パスワード（半角7桁・ハイフンは不要です。）

株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」

◆視聴テスト

視聴用ウェブサイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。
ぜひご利用ください。

質問の受付について

株主様とのコミュニケーション向上のため、株主総会に関するご質問（会社法第314条に基づく、ご出席株主様による質問権の行使としてのご質問とは異なるため、以下「質問」といいます。）を以下の方法により受け付けております。受け付けた質問につきましては、株主総会における正式なご発言とはなりません、株主総会当日にてご紹介・ご回答させていただくことがございます。ご了承のほど、お願い申し上げます。

<事前質問受付>

事前質問受付画面より質問内容を記載して、2022年6月21日（火曜日）午後6時までに送信をお願いいたします。

<当日質問受付>

ライブ配信の画面の「質問受付フォーム」に質問を記載して、株主総会開始後から議長が受付の終了をご案内するまでに送信をお願いします。

株主総会運営についてのご注意事項

- 本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場の座席の間隔をあけることから、当日入場できる株主様の人数を50名とさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- 株主様の安全を第一に考え、ご出席の株主様へは、受付の際、運営スタッフによる検温をさせていただき、発熱があると認められる方（体温が37.5度以上の方）や体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 当日ご出席される株主様には、マスクの着用をお願い申し上げます。他の株主様の感染リスクを避けるため、マスク着用にご協力いただけない場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 新型コロナウイルスの感染リスクの低減という観点から、一部役員については、遠隔地からの通信を用いた参加とさせていただきます。
- 当日は質疑応答も含めてライブ配信を予定しておりますので、当日ご出席される株主様で、お名前がライブ配信されることを希望されない株主様のご発言される場合には、出席票の番号のみをお申し出ください。
- 当日の株主総会会場のライブ配信映像は、ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近を会場後方から撮影しますが、ご出席される株主様がやむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- ライブ配信をご視聴いただく際には、株主様のご使用になるパソコン等の環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。なお、ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により、やむを得ず中止・中断する場合がございます。
- 当日ご出席いただいた株主様へのお土産はございません。

■お問い合わせ先

バーチャル参加に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書をお手元にご準備の上で、以下にお問い合わせください。

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ② 株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話：0120-782-041（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。）

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経営環境は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受け、長引く緊急事態宣言とまん延防止等重点措置により、飲食店や商業施設に対する休業や時短営業、酒類提供の制限が要請されるなど、飲食・サービス業界において非常に厳しいものとなりました。

このような環境の中、当社グループでは、社会的な責任とお客様及び従業員の安全を確保するため、行政からの各種要請を遵守することを基本としながら売上を最大化を図る方針で各事業を展開してまいりました。コロナ禍当初より推進している当社独自の安全基準「Hiramatsuスタンダード」について、コロナ感染状況等を見ながら事業毎により進化させ、レストラン、ブライダル、ホテルそれぞれのお客様が安心してご来店いただける環境を整えました。これに加え、レストラン事業においては、コロナ禍におけるディスタンスを確保した営業による集客数減や、列席人数減による婚礼組単価低下を補うため、各種単価アップ施策を行いコロナ禍における売上最大化を目指しました。ホテル事業においては、高付加価値のコンセプトがコロナ禍における消費者ニーズにマッチしたことを背景に既存店が堅調であったことに加え、「THE HIRAMATSU 軽井沢御代田」の新規出店効果により、ホテル事業全体の売上は過去最高となりました。

一方で、このような経営環境に対応するため、ビジネスリストラクチャリング(店舗の再配置、人件費や採用コストの削減・適正化、家賃や広告宣伝費を中心とした経費の見直し、遊休資産の売却等)にも取り組み、2店舗の閉鎖と減損損失などによる特別損失を917百万円計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高9,221百万円(前年同期比47.2%増)、営業損失2,108百万円(前年同期は営業損失2,458百万円、前年同期比14.2%損失減)、経常損失1,574百万円(前年同期は経常損失2,440百万円、前年同期比35.5%損失減)、親会社株主に帰属する当期純損失2,469百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失4,111百万円、前年同期比39.9%損失減)となり、新型コロナウイルス感染症拡大前である2020年3月期の売上には届かなかったものの、前年同期に対して増収・損失減となりました。

また、長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響による不安定な事業環境にも耐えうるための財務基盤及び収益基盤を強化するため、2021年7月16日公表の第三者割当増資による約46億円の調達及び、2022年3月28日公表の資本性劣後ローンによる30億円の調達により当面の間の運転資金および投資資金を確保いたしました。これにより不透明な経営環境が続く中、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在するものの、重要な不確実性は認められないものと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。今後はこれらの資金をベースに収益構造の改善を進め、当該事象及び状況の早期解消に取り組んでまいります。

それに当たり、2020年9月25日に公表した中期経営計画の前提条件が、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により大幅に変動したことから、アフターコロナの事業環境を見据えたより積極的な成長戦略を考慮して、2023年3月期を初年度とした新たな3カ年の新中期経営計画を2022年5月13日に公表いたしました。2023年3月期は当社の40周年メモリアルイヤーであることから好機と捉え、新型コロナウイルス感染拡大収束後に予想される本格的な消費の拡大に向けて各事業で準備を進め、新たな食の体験価値の創造にチャレンジしていくことで、更なる売上拡大を図ってまいります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(レストラン事業)

当連結会計年度におけるレストラン事業の売上高は5,731百万円（前年同期比45.5%増）、営業損失は527百万円（前年同期は営業損失935百万円、408百万円の損失減）となりました。長引く緊急事態宣言とまん延防止等重点措置により、飲食店や商業施設に対する休業や時短営業、酒類提供の制限が要請されるなど、厳しい制限の中でも当社独自の安全基準となる「Hiramatsuスタンダード」を強化したことへの評価が下支えとなり、ランチ営業が堅調に推移したことや、春の「フォアグラ×旬野菜」、夏の「オマール海老」、秋の「くまもとあか牛の一头買い」、冬の「トリュフ」など四半期毎に行う食材をテーマにした全社プロモーションや、ソムリエによる高付加価値のノンアルコール飲料（カクテル、スパークリングワイン、緑茶や台湾青茶など）のペアリングコースなどの新たな価値提案により集客数、客単価共に昨年を上回り増収となりました。また、繁忙期のクリスマスシーズンにおいて、ピークを分散し高単価メニューを長期間展開実施した「Every Day is Christmas」プロモーションは、コロナ禍で変化した消費者ニーズを捉えた企画として今後予想される本格的な消費の拡大に向けた取組みの一つとなり、着実な結果に結びつきました。

今後は、需要の回復が遅れているパーティ利用に対する法人営業の強化、更なる既存店の磨きこみによる顧客の体験価値向上によりリピート客を増やして早期の業績回復を目指します。

レストランにおける婚礼につきましてもイベント、大人数での会食の自粛が続き、業界全体として苦戦を強いられました。そのような中においても、酒類提供中止の対策として実施した婚礼参列者へのワインプレゼントや、家族婚、フォト婚、オンラインウエディングなど、コロナ禍における新たな顧客ニーズを取り込んだことに加え、より高品質なレストラン・ブライダルとしての提供価値による差別化や、個室を活用した少人数婚礼、顧客にニーズに寄り添ったフレキシブルな商品企画などにより、売上は前年を大きく上回ることができました。

また、新規獲得営業においても、デジタルマーケティング専属チームの発足により予約率の改善に着実な成果を出し始めていることに加え、今期注力してきたスタッフ研修による営業力の強化が進み、成約率は目標を上回る結果となりました。

今後は、創業40周年を記念した地域ごとのプランの拡販によりお客様の人生に寄り添った提供価値をさらに磨き上げるとともに、時代の先を見据えた新たなひらまつならではの体験価値の提案により売上の最大化を図ってまいります。

(ホテル事業)

当連結会計年度におけるホテル事業の売上高は3,333百万円（前年同期比52.2%増）、営業損失は362百万円（前年同期は営業損失415百万円、52百万円の損失減）となりました。なお、GOP（販売費及び一般管理費より地代家賃・減価償却費を控除した営業粗利益）につきましては、627百万円（前年同期比84.3%増）となっております。

緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置の影響を大きく受け、厳しいマーケット状況が続くなか、当社独自の安全基準の徹底と、高付加価値のコンセプトがコロナ禍における消費者ニーズにマッチしたことなどにより、既存店が昨年及び新型コロナウイルス感染拡大前となる一昨年をも上回ったことに加え、「THE HIRAMATSU 京都」および「THE HIRAMATSU 軽井沢御代田」の新規出店効果もあり、ホテル事業全体の売上は過去最高となりました。

観光地である京都は厳しいマーケット状況が続きましたが、2021年3月に開業した森のグラン・オーベルジュ「THE HIRAMATSU 軽井沢御代田」は土地の魅力を最大限に活かしたお食事や、愛犬と泊まれるドッグヴィラスイート、焚き火ラウンジなどが人気となり、閑散期である冬季においても高稼働を維持することができました。

今後も各施設の特徴を活かしたひらまつが展開する新たなオーベルジュならではの付加価値の高い食体験や、株式会社太平洋クラブをはじめとする業務提携に伴う相互優待等、国内旅行需要の取込みを強化し、引き続き客室稼働の最大化と早期の収益化を図ってまいります。

(その他)

当連結会計年度におけるその他の売上高は288百万円（前年同期比25.5%増）、営業利益は62百万円（前年同期は営業損失45百万円）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による新たな顧客ニーズに対応するため、オンラインによるワイン販売やテイクアウト、デリバリーの強化を行いました。また、オリンピック・パラリンピックの開催時期にはSNSを利用し、自宅で食事が楽しめる「おうちで応援プラン」を拡販したことや、クリスマス期間限定のテイクアウトやデリバリー、おせちのテイクアウト販売等の新たな取組みも着実な成果につながりました。今後もレストランのブランド力をベースに、アフターコロナを見据えたテイクアウト・デリバリーのメニューの増強や、各店シェフ監修によるメニュー開発提携など、新事業領域における売上確保を推進し、収益多様化を加速してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は347百万円でありました。その主なものは、レストラン及びホテル事業に関する固定資産の取得であります。

- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に3,750百万円の借入実行をした一方で、長期借入金460百万円の返済、及び社債2,199百万円の償還を行っております。
また、2021年8月30日に第三者割当てによる普通株式及び新株予約権を発行し、これにより4,621百万円を調達いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (2019年 3 月期)	第 38 期 (2020年 3 月期)	第 39 期 (2021年 3 月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高(千円)	10,948,899	9,887,175	6,266,361	9,221,992
経常利益又は経常損失(△)(千円)	653,775	△70,563	△2,440,082	△1,574,111
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△838	△2,097,115	△4,111,513	△2,469,533
1株当たり当期純損失(△)(円)	△0.02	△48.57	△94.22	△41.72
総 資 産(千円)	21,673,152	21,383,446	19,377,796	22,804,430
純 資 産(千円)	9,389,078	7,181,030	3,185,084	5,387,461
1株当たり純資産額(円)	215.40	163.77	70.51	75.87

- (注) 1. 第37期及び第38期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
4. 第37期は、レストラン事業は婚礼市場の変化・縮小などの影響による大幅な減収と、経営資源の効率化を目的とした2店舗の閉店と2店舗の譲渡、社会的課題である「働き方改革」の取組みとして定休日導入店舗を増やしたこと等により減収となりました。さらに、店舗閉鎖損失の計上及び、原材料費の高騰、ホテル事業推進に伴う設備投資、人手不足解消を目的とした人員確保に伴う非正規雇用増などが利益を圧迫し減益となりました。
- 第38期は、レストラン、ブライダル、ホテルのいずれにおいても度重なる自然災害の発生や競争の激化、低価格志向、労働力の不足等の影響による厳しい経営環境が続いたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛及びイベント等の中止要請の影響を受け、多くの婚礼延期に加え、パーティや法人接待など多数のキャンセルが発生したことにより減益となりました。
- 第39期は、新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受け大幅な減収となりましたが、2020年6月に発足した新経営体制において、コンプライアンス遵守の体制の再確立、財務状況の立て直し、ミッション・ビジョンの策定に加え、働き方改革の推進など企業文化の変革にも着手いたしました。また、売上面では、新型コロナウイルス感染症防止策の指針として「Hiramatsuスタンダード」を策定の上、お客様に安心してひらまつ各店をご利用いただく環境を整備し、新型コロナウイルス感染症拡大による減収の影響軽減に努めました。
- 第40期の業績の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL	328,996千円 (2,505千ユーロ)	100%	飲食材の輸出入

(注) 資本金の()内は現地通貨で表示し、円貨換算は取得時の為替レートで算出しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

現在当社は、ここ数年のサービス業界をとりまく環境の変化を受け、ホテル・レストランにおける「働き方改革」の推進や、選択と集中による既存出店地の再考と人材再配置による経営資源の最適化、ホテル事業の推進と確立に向けた事業構造変革に努めております。段階的なホテル開発とホテル・レストランブランドの確立により、将来にわたる着実な企業価値拡大を目指します。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大による多大な影響を受け、2022年3月期において営業損失2,108百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,469百万円を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在しております。しかしながら、このような先行き不透明な経営環境に備えた財務安定化に向け、第三者割当増資による46億円の資金調達及び、株式会社日本政策投資銀行から30億円の資本性劣後ローンによる資金調達を行いました。更にこれに加え、各金融機関との間で、2023年3月まで既存借入に関する貸付元本の返済猶予について合意していることから、当面の間の運転資金および投資資金において、資金繰りに重要な懸念はないと判断しております。以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況は引き続き存在するものの、重要な不確実性は認められないものと判断して、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

レストラン・ホテルの経営及びこれらに付帯する一切の事業

(7) 主要な店舗及び営業所 (2022年3月31日現在)

レストラン ひらまつ レゼルヴ	店舗：東京都港区
レストラン ひらまつ 博多	店舗：福岡市博多区
レストラン ひらまつ 高台寺	店舗：京都市東山区
ラ・フエット ひらまつ	店舗：大阪市北区
レストラン M I N A M I	店舗：札幌市中央区
メゾン ポール・ボキ्यूーズ	店舗：東京都渋谷区
ジャルダン ポール・ボキ्यूーズ	店舗：石川県金沢市
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ ミュゼ	店舗：東京都港区
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 銀座	店舗：東京都中央区
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 大丸東京	店舗：東京都千代田区
オーベルジュ・ド・リル ナゴヤ	店舗：名古屋市中村区
オーベルジュ・ド・リル トーキョー	店舗：東京都港区
オーベルジュ・ド・リル サッポロ	店舗：札幌市中央区
サンズ・エ・サヴール	店舗：東京都千代田区
フィリップ・ミル 東京	店舗：東京都港区
レストラン テ A S O	店舗：東京都渋谷区
アール ジェン ト	店舗：東京都中央区
代官山 A S O チェレステ 二子玉川店	店舗：東京都世田谷区
代官山 A S O チェレステ 日本橋店	店舗：東京都中央区
レストラン テ K u b o t s u	店舗：福岡市中央区
レストラン テル・ミディ ひらまつ	店舗：大阪市北区
高台寺 十牛庵	店舗：京都市東山区
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 賢島	店舗：三重県志摩市
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 熱海	店舗：静岡県熱海市
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 仙石原	店舗：神奈川県箱根町
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜野座	店舗：沖縄県国頭郡
THE HIRAMATSU 京 都	店舗：京都市中京区
THE HIRAMATSU 軽井沢 御代田	店舗：長野県御代田町
オーベルジュ・ド・ふれざんす 桜井	店舗：奈良県桜井市
本 社	東京都渋谷区

(注) ジャルダン ポール・ボキ्यूーズはカフェ&ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズを、ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ ミュゼはサロン・ド・テ ロンド、カフェ コキュー、カフェテリア カレを、レストランテASOはカフェ・ミケランジェロを併設しております。

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業部 ホテル事業部 本社	651 (52) 名	+3 (+5) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
649 (52) 名	+3 (+5) 名	32.8 歳	6.0 年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	3,550,000千円
株式会社三井住友銀行	2,726,000千円
株式会社京都銀行	2,159,000千円
株式会社みずほ銀行	1,697,300千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,582,000千円
株式会社北國銀行	959,581千円
株式会社西日本シティ銀行	875,000千円
株式会社福岡銀行	275,000千円
株式会社第四北越銀行	200,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 180,000,000株
- ② 発行済株式の総数 74,740,400株 (自己株式 4,018,739株を含む)
- ③ 株主数 31,221名 (前事業年度末比1,477名増)

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント	25,568,100株	36.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,380,400株	6.20%
ひらまつ社員持株会	1,502,100株	2.12%
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,500,000株	2.12%
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	934,914株	1.32%
中島 章智	846,500株	1.20%
中川 一	706,800株	1.00%
株式会社三井住友銀行	600,000株	0.85%
株式会社太平洋クラブ	568,100株	0.80%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	552,900株	0.78%

（注） 1. 当社は、自己株式を4,018,739株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② その他新株予約権に関する重要事項（2022年3月31日現在）

2021年7月16日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権

新株予約権の数	177,852個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 17,785,200株
新株予約権の行使期間	2021年8月31日～2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 176円 資本組入額 88円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	遠藤久	株式会社ウィルウェイ 代表取締役社長 株式会社ユニコーン・パートナーズ 最高顧問
取締役 CFO	北島英樹	—
取締役	熊谷信太郎	熊谷総合法律事務所 所長
取締役	楠本正幸	NTT都市開発株式会社 顧問
取締役	韓俊	株式会社マルハン 代表取締役北日本カンパニー社長 株式会社太平洋クラブ 代表取締役社長 株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント 代表取締役 株式会社マルハンキャピタルマネジメント 代表取締役 株式会社社忘resort 代表取締役
常勤監査役	桑原清幸	桑原清幸会計事務所 代表
監査役	唐澤洋	公認会計士税理士唐澤洋事務所 代表
監査役	岩田美知行	レイセントグループ株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役熊谷信太郎氏、楠本正幸氏、韓俊氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑原清幸氏、唐澤洋氏及び岩田美知行氏は、社外監査役であります。
3. 取締役熊谷信太郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当の知見を有しております。
4. 監査役桑原清幸氏は、税理士、公認会計士の資格を有しており、企業会計、税務全般に関する相当の知見を有しております。
5. 監査役唐澤洋氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計に関する相当の知識を有しております。
6. 取締役韓俊氏は、2021年11月29日開催の臨時株主総会において選任され、同日就任いたしました。
7. 取締役熊谷信太郎氏、監査役桑原清幸氏、監査役唐澤洋氏及び監査役岩田美知行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
8. 当期中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日及び退任事由は次のとおりです。

氏名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任事由）
古川 徳厚	取締役	2021年9月15日（アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携契約解消）
江連 裕子	取締役	2021年9月15日（自己都合）

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。また、当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合、法令に定める最低責任限度額を以て、賠償責任の限度とする。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に再任された場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

a. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用人

b. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

c. 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93,154 (9,720)	58,951 (9,720)	34,202 (-)	7 (5)
監査役 (うち社外監査役)	16,555 (16,555)	16,555 (16,555)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	109,709 (26,275)	75,506 (26,275)	34,202 (-)	10 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年12月22日開催の第18期定時株主総会決議において決議された年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を代表取締役社長兼CEOが取締役会の授權により決定しています。
2. 非金銭報酬等として上記報酬の額とは別に、2020年6月26日開催の第38期定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定することを決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、2020年6月26日開催の定時株主総会にて承認された、譲渡制限付株式報酬として取締役2名が保有する株式に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 支給人員には期中で退任した取締役2名を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等を支給しておりません。しかしながら、取締役のうち業務執行取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役の非金銭報酬等の34,202千円の内容は、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬によるものです。

⑦ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2000年12月22日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。監査役の金銭報酬の限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時における取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬プロセスに関しては、代表取締役社長兼CEO遠藤久が取締役の報酬基準（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含みます。）を策定し、ガバナンス委員会での審議を求め、同委員会において、当該基準の合理性の審議（取締役の選任基準との整合性、他社報酬動向との比較検討、当社の業績との整合性及び当社の従業員給与水準との整合性）を行って取締役会に答申し、取締役会は、これを受け当該報酬基準を決議しています。

ii) 決定方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の役員報酬を決定するにあたっての方針は、各取締役が長期的なビジョンに基づいた持続的な企業価値向上に資すること及び優秀な経営者の育成や確保に配慮し、適切なインセンティブを構成することを基本方針としております。取締役の報酬は、定額報酬と中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬で構成し、定額報酬につきましては株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を代表取締役社長兼CEO遠藤久がガバナンス委員会の答申を受けて取締役会にて決議された取締役報酬基準に基づき決定してまいります。

(b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業界水準、当社グループの連結業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定します。業務執行取締役については、これをベースとして、前事業年度の担当部門の業績達成度合いを加えて決定するものとします。

(c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等として、直接的な支給は行わないものとします。ただし、基本報酬に業績連動部分があることを考慮し、適宜、環境の変化に応じて決定します。非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬によるものとし、ガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当数を決定します。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業界の報酬水準を踏まえ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに連動した基本報酬を主なものとします。業績連動報酬等を採用する場合または新たに非金銭報酬等を実施する場合には、ガバナンス委員会においてその割合や役位に応じたウエイト等について検討を行い、取締役会に答申するものとします。

(e) 当事業年度においては、2021年6月28日開催のガバナンス委員会での答申に基づき、取締役会で取締役の報酬関係について、2000年12月16日開催の定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表取締役社長兼CEO遠藤久に一任することを決議しております。その権限の内容は、各業務執行取締役の前事業年度の担当部門の業績達成度合いを踏まえた基本報酬の額の決定とします。

iii) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

代表取締役社長兼CEO遠藤久が決定した内容は、2021年6月28日開催のガバナンス委員会の答申に基づき取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

⑨ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月28日開催のガバナンス委員会での答申に基づき、取締役会で取締役の報酬関係について、2000年12月16日開催の定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表取締役社長兼CEO遠藤久に一任することを決議しております。

⑩ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役熊谷信太郎氏は、熊谷綜合法律事務所の所長であります。当社は熊谷綜合法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結していません。
- ・取締役楠本正幸氏は、NTT都市開発株式会社の顧問であります。2015年にNTT都市開発株式会社と締結した資本業務提携以降、複数のホテル共同開発の実績があります。
- ・取締役韓俊氏は、株式会社マルハン代表取締役北日本カンパニー社長、株式会社太平洋クラブ代表取締役社長及び株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント代表取締役であります。当社は、株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント及び株式会社太平洋クラブと資本業務提携及びサービス提供に関する契約を締結しております。また、株式会社マルハンキャピタルマネジメント代表取締役及び株式会社坐忘resort 代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役桑原清幸氏は、桑原清幸会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役唐澤洋氏は、公認会計士税理士唐澤洋事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩田美知行氏は、レイセントグループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 熊谷 信太郎	19回	95%	—	—
取締役 楠本 正幸	20回	100%	—	—
取締役 古川 徳厚	10回	100%	—	—
取締役 江連 裕子	6回	100%	—	—
取締役 韓 俊	5回	100%	—	—
監査役 桑原 清幸	20回	100%	17回	100%
監査役 唐澤 洋	20回	100%	17回	100%
監査役 岩田 美知行	20回	100%	17回	100%

- (注) 1. 取締役古川徳厚氏は、2021年9月15日付で退任いたしましたので、2021年9月15日までに開催された取締役会への出席状況を記載しております。
2. 取締役江連裕子氏は、2021年6月28日開催の第39期定時株主総会において選任され就任し、その後2021年9月15日付で退任いたしましたので、2021年6月28日～2021年9月15日に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 取締役韓俊氏は、2021年11月29日開催の臨時株主総会において選任され就任いたしましたので、2021年11月29日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

b. 社外取締役及び社外監査役の活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要

- ・取締役熊谷信太郎氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、取締役会では法律の専門家として客観的立場から活発に発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役楠本正幸氏は、長年にわたり不動産事業を展開する企業の経営に携わり豊富な経験と専門的な識見を有しております。取締役会では当社のホテル事業推進に関する有益な発言を多く行うほか、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役古川徳厚氏は、豊富なコンサルティング経験に基づく視点から、取締役会では当社の経営全般に対し意見を述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役江連裕子氏は、外食での経験や顧客・女性視点を活かした商品・事業企画力有しており、取締役会ではマーケティングに関する有益な発言を行うほか、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役韓俊氏は、多くの企業経営経験を有し、現場や顧客視点での企業改革の実績を有しております。取締役会においては、それらの経験と知見を活かした企業価値拡大のための有益な発言を多く行うほか、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

- ・監査役桑原清幸氏は、監査・会計分野に関する教育・研究を行った経験と知見に基づき、公認会計士・税理士として客観的立場から取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行いました。
- ・監査役唐澤洋氏は、企業会計に関する会計士としての経験と専門知識に基づき、会計の専門家として客観的立場から取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・監査役岩田美知行氏は、企業経営に関するコンサルティング業務を中心に高い専門性と幅広い業務経験の観点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人ハイビスカス

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月28日開催の第39期定期株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	EY新日本有限責任監査法人	監査法人ハイビスカス
当事業年度に係る会計監査人の監査証明業務に基づく報酬の額	-	44,000千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査証明業務に基づく報酬等の額	4,000千円	-
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	4,000千円	44,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるとともに、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間と報酬額との推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間と報酬額の相当性を検討した結果、会計監査人の報酬については監査の品質を維持向上していくための合理的水準であると判断し、同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、会計監査人交代に係る引き継ぎ業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制及び当該体制の内容の改訂を決議しており、その概要は次のとおりです。

① 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス規程を定め、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役社長兼CEOは、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、法務部にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。
- (2) 当社は、法務省が公表する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。
- (3) 当社は、危機管理規程に基づき危機管理委員会を設置し、コンプライアンスを含むリスク対応教育の検討、リスク管理状況の定点観測、クライシス発生時の迅速かつ確かな対応及びその後の再発防止を行うものとする。危機管理委員会は、下部組織として危機管理推進会議を設置し、各部署より内部統制推進要員を会議メンバーとして招集し、危機管理委員会が定める危機管理推進計画に基づき、リスクの事前予防の計画を立案し、その実施状況をモニタリングする。
- (4) 当社は、独立社外取締役を委員長としたガバナンス委員会を設置し、取締役及び監査役の推薦並びに取締役報酬の諮問を行うとともに、関連当事者間取引の合理性の諮問を行う。
- (5) 取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会の過半数を社外取締役とする。
- (6) 法務部は、コンプライアンスに関する業務を管掌し、当社におけるコンプライアンス体制の構築を推進する。
- (7) 内部統制推進室は、危機管理委員会の事務局を担い、コンプライアンスを含む当社の危機管理体制の充実及び危機管理推進計画の立案及びその実施を行う。
- (8) 内部監査室は、コンプライアンスを含む当社の危機管理体制の実施状況を監査し、取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 当社は、取締役会事務局を経営戦略部内に置き、事務局機能的人的リソースを確保する。
- (2) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社におけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、危機管理規程に基づき、危機管理委員会がこれを管掌し、危機管理委員会の下部組織として内部統制の課題を含む当社のリスク対応の運営組織として危機管理推進会議を設置して、会議メンバーとして各部署より内部統制推進要員を招集して活動する。
- (2) 危機管理委員会は、危機管理計画、危機管理の状況その他危機管理に関する重要事項を審議・承認し、必要に応じて危機管理推進会議に対して活動改善を指示する。
- (3) 危機管理推進会議は、当社のリスク対応の運営組織として四半期ごとに開催し、各部署の内部統制推進要員を会議メンバーとして活動し、内部統制の課題を含む当社の危機管理計画案を策定し、モニタリングする。
- (4) 重要リスクの特定とモニタリングについては、3つのディフェンスラインの考え方に基づき、重要リスクの特定と対応（内部統制の整備と運用）及びモニタリングに係る体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社では、原則として月1回取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。
- (2) 当社では、取締役、執行役員及び本部長以上の経営幹部等で構成され、部長職の職員がオブザーバとして参加し、必要と判断した場合には社外役員等も参加する経営会議を定期的で開催し、経営課題について議論するほか、業務執行についての方針及び計画の審議、決定、管理を行っており、必要な場合は審議結果を取締役に付議する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。
- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、グループ各社全体の内部統制を担当す

る部門を内部統制推進室とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。

- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社の監査役会及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会の職務を補助する事務局を内部統制推進室に設置するものとし、取締役からの独立性を確保し、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
 - (2) 監査役会事務局を担う使用人の人事考課にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。
 - (2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。
- ⑧ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、上記⑦の報告をした者について当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、定期的に取り締り及び監査法人とそれぞれ意見交換を行うものとする。

なお、当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

- ① 取締役会は、法令及び社内規程に従って、重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行状況及び当社及び子会社の業績について、それぞれ報告を受けております。2021年3月より、コーポレートカレンダーに沿って、各月で審議すべき事項を取締役に付議することによって、重要議案の付議の漏れを防止しています。
- ② 2021年6月28日に開催した取締役会において、社外取締役 江連裕子氏を選任し、同日就任いたしました。ただし、江連裕子氏は事情により2021年9月15日に辞任されたため、2021年11月29日に臨時株主総会を開催し、社外取締役韓俊氏を選任し、同日就任いたしました。これにより、取締役会の過半数を社外取締役とする体制を構築しています。
- ③ 経営戦略部内に取締役会事務局を設置し、取締役会資料の質の向上と提出の早期化を実施しています。
- ④ ガバナンス委員会の構成を適正化し、取締役の推薦並びに取締役報酬、関連当事者間取引の合理性について、ガバナンス委員会に適切に諮問を行い、ガバナンス委員会の答申に基づき決定を行っています。
- ⑤ 危機管理推進会議を中心に、当社が抱える事業上のリスクを抽出し、リスクマップを作成いたしました。当該リスクマップに基づき、2022年3月期下期において、危機管理計画を策定し、これを実施いたしました。また、2022年3月期下期の危機管理活動の成果を基盤とし、2022年度の危機管理計画を策定し、危機管理委員会において決定し、適切に取締役会に対して報告しています。また、重大なクライシスである新型コロナウイルス感染症への対応について、BCP会議を開催し、適切に対応しています。
- ⑥ 経営会議を定期的で開催し、重要な決定事項を審議しています。また、マネジメント会議、エリアコミュニケーションリーダーダ会議等を設置し、内部統制を含む、人事施策や組織・会議体、情報管理体制の構築や、中期経営計画の推進など経営に関する重要事項の討議、共有や業績報告などの場を設けています。

- ⑦ 取締役会、ガバナンス委員会、経営会議、危機管理委員会等の重要な会議体の決定や報告を含めた重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し、管理され、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は株主や投資家の適切な投資判断に有用であると会社が判断した場合に、適正な開示を行うように努めております。
- ⑧ 法務部、人事部を中心に、内部統制やコンプライアンスに関する研修を実施し、全従業員が受講しています。また、法務部を中心に、重要な個人情報を取り扱うブライダル事業部及び人事部に対して、個人情報保護研修を実施しています。
- ⑨ 監査役は、代表取締役、及び業務執行取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、内部監査室とも緊密な連携を図り、実効性のある監査役監査の実施に努めております。
- ⑩ 監査役会事務局を内部統制推進室内に設置し、監査役会が必要とする情報の収集や経費精算、監査役会議事録の作成及び保管を実施しています。
- ⑪ 代表取締役社長社長兼CEOに直属する内部監査室は、年間の監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けた提言を代表取締役社長兼CEO、及び関連する取締役、該当する部門や部署の責任者、監査役会に報告しております。
- ⑫ 金融商品取引法が求めている財務報告の適正性を確保するための内部統制については、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して取締役会の決議によって定めた評価範囲に対し、内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,729,740	流 動 負 債	2,119,737
現金及び預金	5,581,218	買掛金	328,106
売掛金	559,395	未払金	573,607
原材料及び貯蔵品	1,258,624	未払費用	220,499
前渡金	85,117	未払法人税等	87,260
その他	246,082	未払消費税等	243,214
貸倒引当金	△698	契約負債	361,217
固 定 資 産	15,064,792	その他	305,832
有 形 固 定 資 産	13,592,294	固 定 負 債	15,297,231
建物及び構築物	11,431,555	社債	500,000
機械装置及び運搬具	6,140	長期借入金	14,023,881
工具、器具及び備品	1,223,960	リース債務	136,196
土地	764,963	資産除去債務	620,400
リース資産	165,674	その他	16,753
無 形 固 定 資 産	26,629	負 債 合 計	17,416,968
投資その他の資産	1,445,868	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	1,337,895	株 主 資 本	5,274,789
その他	107,972	資本金	3,513,525
繰 延 資 産	9,897	資本剰余金	4,244,993
新株予約権発行費	7,166	利益剰余金	△417,354
社債発行費	2,730	自己株式	△2,066,375
		その他の包括利益累計額	91,152
		為替換算調整勘定	91,152
		新株予約権	21,520
		純 資 産 合 計	5,387,461
資 産 合 計	22,804,430	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,804,430

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,221,992
売上原価	4,264,595
売上総利益	4,957,396
販売費及び一般管理費	7,065,974
営業損失	2,108,577
営業外収益	899,002
受取利息	18
補助金収入	720,009
還付消費税等	97,094
その他	81,881
営業外費用	364,536
支払利息	66,690
社債利息	7,920
株式交付費	272,007
その他	17,918
経常損失	1,574,111
特別利益	60,852
固定資産売却益	1,498
新株予約権戻入益	59,354
特別損失	917,581
解約違約金	8,673
店舗閉鎖損失	221,756
減損損失	303,002
固定資産除却損	84,616
固定資産売却損	5,533
繰延資産償却費	23,197
自己新株予約権消却損	270,802
税金等調整前当期純損失	2,430,840
法人税、住民税及び事業税	32,424
法人税等調整額	6,269
当期純損失	2,469,533
親会社株主に帰属する当期純損失	2,469,533

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,213,540	2,153,474	2,047,855	△2,402,274	3,012,595
会計方針の変更による 累積的影響額			4,323		4,323
会計方針の変更を反映した当期首 残高	1,213,540	2,153,474	2,052,179	△2,402,274	3,016,919
当期変動額					
新株の発行	2,299,985	2,299,985			4,599,971
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,469,533		△2,469,533
自己株式の処分		△208,466		335,899	127,432
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	2,299,985	2,091,519	△2,469,533	335,899	2,257,869
当期末残高	3,513,525	4,244,993	△417,354	△2,066,375	5,274,789

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	84,957	84,957	87,531	3,185,084
会計方針の変更による 累積的影響額				4,323
会計方針の変更を反映した当期首 残高	84,957	84,957	87,531	3,189,408
当期変動額				
新株の発行			-	4,599,971
親会社株主に帰属する当期純損失			-	△2,469,533
自己株式の処分			-	127,432
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	6,194	6,194	△66,011	△59,816
当期変動額合計	6,194	6,194	△66,011	2,198,052
当期末残高	91,152	91,152	21,520	5,387,461

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,846,438	流 動 負 債	2,136,309
現金及び預金	5,567,660	買掛金	337,269
売掛金	559,395	未払金	573,607
原材料及び貯蔵品	1,418,395	未払費用	219,455
前渡金	56,302	未払法人税等	87,260
前払費用	229,403	未払消費税等	243,214
その他	15,978	契約負債	340,073
貸倒引当金	△698	その他	335,428
固 定 資 産	15,135,577	固 定 負 債	15,297,231
有 形 固 定 資 産	13,600,197	社 債	500,000
建物及び構築物	11,431,555	長期借入金	14,023,881
車両運搬具	6,140	リース債務	136,196
工具、器具及び備品	1,231,863	資産除去債務	620,400
土地	764,963	繰延税金負債	9,003
リース資産	165,674	その他	7,749
無 形 固 定 資 産	26,629	負 債 合 計	17,433,541
商標権	3,743	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	22,167	株 主 資 本	5,536,852
電話加入権	717	資 本 金	3,513,525
投 資 そ の 他 資 産	1,508,750	資 本 剰 余 金	4,244,993
関係会社株式	63,274	資 本 準 備 金	3,304,735
敷金及び保証金	1,337,503	そ の 他 資 本 剰 余 金	940,257
その他	107,972	利 益 剰 余 金	△155,291
繰 延 資 産	9,897	利 益 準 備 金	7,402
新株予約権発行費	7,166	そ の 他 利 益 剰 余 金	△162,694
社債発行費	2,730	繰越利益剰余金	△162,694
		自 己 株 式	△2,066,375
		新 株 予 約 権	21,520
		純 資 産 合 計	5,558,372
資 産 合 計	22,991,913	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,991,913

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,221,693
売上原価	4,299,100
売上総利益	4,922,593
販売費及び一般管理費	7,048,898
営業損失	2,126,305
営業外収益	896,305
受取利息	18
補助金収入	720,009
還付消費税等	97,094
その他	79,183
営業外費用	364,519
支払利息	66,690
社債利息	7,920
株式交付費	272,007
その他	17,901
経常損失	1,594,519
特別利益	60,852
固定資産売却益	1,498
新株予約権戻入益	59,354
特別損失	903,459
固定資産売却損	5,533
解約違約金	8,673
店舗閉鎖損	221,756
減損	303,002
固定資産除却損	70,494
繰延資産償却費	23,197
自己新株予約権消却損	270,802
税引前当期純損失	2,437,126
法人税、住民税及び事業税	32,424
法人税等調整額	6,269
当期純損失	2,475,819

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,213,540	1,004,750	1,148,724	2,153,474	7,402	2,308,801	2,316,204
会計方針の変更による 累積的影響額						4,323	4,323
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,213,540	1,004,750	1,148,724	2,153,474	7,402	2,313,124	2,320,527
当期変動額							
新株の発行	2,299,985	2,299,985		2,299,985			-
当期純損失						△2,475,819	△2,475,819
自己株式の処分			△208,466	△208,466			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-			-
当期変動額合計	2,299,985	2,299,985	△208,466	2,091,519	-	△2,475,819	△2,475,819
当期末残高	3,513,525	3,304,735	940,257	4,244,993	7,402	△162,694	△155,291

残高及び変動事由	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,402,274	3,280,944	87,531	3,368,476
会計方針の変更による 累積的影響額		4,323		4,323
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△2,402,274	3,285,267	87,531	3,372,799
当期変動額				
新株の発行		4,599,971		4,599,971
当期純損失		△2,475,819		△2,475,819
自己株式の処分	335,899	127,432		127,432
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△66,011	△66,011
当期変動額合計	335,899	2,251,584	△66,011	2,185,572
当期末残高	△2,066,375	5,536,852	21,520	5,558,372

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ひらまつ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 口 佳 孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 丸 木 章 道
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひらまつとの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひらまつ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ひらまつ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 口 佳 孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 丸 木 章 道
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひらまつの2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社ひらまつ 監査役会

常勤監査役 桑原清幸 ㊟

監査役 唐澤洋 ㊟

監査役 岩田美知行 ㊟

(注) 監査役桑原清幸、唐澤洋及び岩田美知行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

(1) 減少すべき資本金の額

資本金3,513,525,654円のうち、3,413,525,654円を減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額、3,413,525,654円的全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

1. 変更の理由

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</p> <p>ことができる。</p>

現行定款	変更案
	<p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後のアフターコロナの事業環境を見据え、より積極的な成長戦略にシフトすべく策定した新中期経営計画の実現に向け、経営体制及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社内取締役1名、社外取締役1名を増員し、取締役7名（うち社外取締役候補者4名）の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	えんどう ひさし 遠藤 久 (1960年7月2日生)	1984年4月 日本マクドナルド株式会社入社 2007年9月 同社 営業本部本部長 執行役員 2008年9月 同社 店舗開発本部本部長 執行役員 2011年7月 同社 直営営業本部ゼネラルマネージャー 2012年3月 株式会社すかいらくオペレーション本部 本部長執行役員 2014年2月 株式会社スイートスタイル 代表取締役社長 2018年4月 株式会社エムアイフードスタイル 代表取締役社長執行役員 2020年3月 同社 代表取締役社長執行役員 退任 株式会社ウィルウェイ 代表取締役社長(現任) 株式会社ユニコーン・パートナーズ 最高顧問(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ウィルウェイ 代表取締役社長 株式会社ユニコーン・パートナーズ 最高顧問	350,000株
2	きたじま ひでき 北島 英樹 (1967年4月9日生)	1990年4月 株式会社三和銀行 入行 1992年4月 待山会計事務所 入所 1998年5月 タリーズコーヒージャパン株式会社 出向 1998年12月 同社 入社 管理本部長 1999年6月 同社 取締役管理本部長 2005年11月 同社 代表取締役社長 2006年10月 同社 取締役副社長 2007年7月 ピープル・バリュウ株式会社 設立 2019年4月 イートアンド株式会社 執行役員 2020年6月 当社取締役CFO(現任)	233,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	なるせ こういちろう 成瀬 功 一 郎 (1970年 1 月 14 日生)	1997年10月 株式会社オプト入社 2006年 6 月 株式会社ホットリンク 社外取締役 2007年 6 月 同社 取締役COO 2012年 6 月 株式会社ガーラバズ 代表取締役社長 2013年 3 月 株式会社ホットリンクコンサルティング 代表取締役社長 2015年 5 月 Effyis Inc. 取締役 2016年 3 月 DG Partners LLC. 代表パートナー (現任) 2016年 9 月 株式会社Visits Technology 社外取締 役 2017年 6 月 株式会社Warranty Technology 取締役 副社長 2018年 2 月 株式会社Warranty Solutions 取締役 2019年 6 月 株式会社Warranty Solutions 代表取締 役社長 2020年 6 月 株式会社Warranty Technology 代表取 締役社長 2022年 3 月 ジェミニストラテジーグループ株式会社 マネジメントパートナー [重要な兼職の状況] DG Partners LLC. 代表パートナー	一株
4	くまがい しんたろう 熊谷 信 太 郎 (1956年 5 月 8 日生)	1987年 4 月 弁護士登録 1992年 3 月 風間・畑・熊谷法律事務所開設 1992年12月 当社顧問弁護士 1994年 3 月 熊谷信太郎法律事務所 (現熊谷綜合法 律事務所) 開設 2010年12月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 熊谷綜合法律事務所 所長	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する株式数
5	<p style="text-align: center;">くすもとまさゆき 楠本正幸 (1955年8月19日生)</p>	<p>1979年4月 日本電信電話公社入社 1982年10月 パリ・ラ・ヴィレット建築大学院入学 1985年9月 同上修了、フランス政府公認建築家資格取得 2011年6月 NTT都市開発株式会社 取締役 商業事業推進部長 2014年7月 同社取締役 商業事業部長、グローバル事業部長 2015年6月 同社常務取締役 商業ビジネス担当、グローバルビジネス担当 2015年10月 同社常務取締役 商業事業本部長 商業事業本部 ホテル・リゾート事業部長、デザイン戦略室長、グローバルビジネス担当 2016年6月 同社常務取締役 商業事業本部長、CDO (Chief Design Officer) 2017年6月 同社代表取締役副社長 CDO (Chief Design Officer) 2019年6月 当社社外取締役 (現任) 2020年6月 NTT都市開発株式会社 顧問 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 NTT都市開発株式会社 顧問</p>	一株
6	<p style="text-align: center;">はんしゅん 韓俊 (1965年7月22日生)</p>	<p>1989年4月 信用組合大阪興銀入社 1991年9月 株式会社マルハン入社 取締役 2001年12月 株式会社アミューズキャスト 代表取締役 株式会社エムフーズ (現株式会社マルハンダイニング) 代表取締役社長 2003年4月 株式会社エムエムインターナショナル 代表取締役社長 2004年2月 株式会社マルハン 取締役副社長営業本部長 2008年6月 株式会社世界韓商ドリームアイランド 代表取締役社長 2013年7月 株式会社TOKYO六区CITY 代表取締役社長 2013年10月 株式会社太平洋クラブ 代表取締役社長 (現任) 2020年7月 株式会社マルハン 代表取締役 2021年4月 同社 代表取締役北日本カンパニー社長 (現任) 2021年5月 株式会社金乃台 代表取締役 (現任) 2021年6月 株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント 代表取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任) 2021年11月 株式会社マルハンキャピタルマネジメント 代表取締役 (現任) 2022年2月 株式会社マルハンキャピタルマネジメント 代表取締役 (現任) 2022年3月 株式会社坐忘resort 代表取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社マルハン 代表取締役北日本カンパニー社長 株式会社太平洋クラブ 代表取締役社長 株式会社金乃台 代表取締役 株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント 代表取締役 株式会社マルハンキャピタルマネジメント 代表取締役 株式会社坐忘resort 代表取締役</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
7	さ さ お よ し こ 笹 尾 佳 子 (1960年4月2日生)	<p>1984年4月 株式会社リクルート 入社</p> <p>2000年4月 株式会社リクルートスタッフイング出向 マーケティングサポート1部部长</p> <p>2004年4月 同社入社 マーケティングサポート 1 部部长</p> <p>2006年4月 東京電力株式会社 入社</p> <p>2007年11月 東電パートナーズ株式会社 出向 常務取締役</p> <p>2012年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2015年6月 株式会社レオパレス 21 社外取締役</p> <p>2015年6月 シダックスビューティケアマネジメント株 式会社 代表取締役社長</p> <p>2017年4月 長谷川ホールディングス株式会社 (現 HITOWA ホールディングス) 株式会社 執 行役員</p> <p>2017年4月 長谷川ソーシャルワークス (現 HITOWAソ ーシャルワークス) 株式会社 代表取締役 社長</p> <p>2018年5月 日本国土開発株式会社 執行役員 働き方 改革推進室長</p> <p>2019年6月 同社 常務執行役員 働き方改革推進室長</p> <p>2019年8月 株式会社三機サービス 社外取締役 (現 任)</p> <p>2020年4月 日本国土開発株式会社 常務執行役員 構 造改革室人財戦略担当兼働き方改革推 進室長</p> <p>2021年4月 日本コーポレートガバナンス研究所 アド バイザリボード委員 (現任)</p> <p>2021年6月 日本国土開発(株) 常務執行役員 戦略本 部副本部長人財戦略担当兼働き方 改革推進室長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社三機サービス 社外取締役 日本コーポレートガバナンス研究所 アドバイザリボード委員</p>	一株

なお、各候補者の選任理由は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	選任理由
1	社内	えんどう ひさし 遠藤 久 (再任)	遠藤氏は、国内外の飲食店、食品小売の多店舗展開事業におけるブランド価値の再構築と人材育成および組織強化を主体とした多くの実業経験と事業再生の実績を有しております。2020年6月の当社社長就任後は、中期経営計画策定による持続的な成長と、企業価値向上に資する様々な経営改革にも取り組みました。また、新型コロナウイルス感染拡大により当社が直面する経営課題にも適切に対処し業績回復に努めております。 今後当社の経営を牽引していくことにより、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者といたしました。
2	社内	きたじま ひでき 北島 英樹 (再任)	北島氏は、飲食・小売業への、財務リストラクチャリングを中心とする経営および管理部門のコンサルティング業務に従事するなど、長きにわたる飲食業界での経営経験を有しております。2020年6月の取締役就任後は、CFOとして当社の管理業務の中核を担い、金融機関や東京証券取引所への対応、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言発出時の対応など、当社が直面する経営課題に対して適切に対処し業績回復に努めております。今後も財務・管理などの豊富な経験と専門知識を活かし、企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者といたしました。
3	社内	なるせ こういちろう 成瀬 功一郎 (新任)	成瀬氏は、インターネット関連サービスのB2B領域での20年に渡る営業経験や、経営幹部、経営者として経営戦略の立案からファイナンス領域まで幅広い経営実務の経験を活かし、2度の新規株式上場や企業再建等の実績を有しております。また、非IT系企業のDX（営業、労務、経理、法務、生産性向上）にも強みを持ち、当社の課題である業務効率化による顧客への価値提供の最大化や、中期経営計画遂行と企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者 番号		氏 名	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
4	社外	くまが い しん た ろ う 熊谷 信 太 郎 (再任)	社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、創業当時からの当社理念を深く理解しており、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識をベースとして客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年6ヶ月となります。
5	社外	くすも と ま さ ゆ き 楠本 正 幸 (再任)	NTT都市開発株式会社において、代表取締役副社長CDOとして経営者の経験と実績を有しており、2015年の同社との資本業務提携以降、THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTSブランドの4つのホテルを共同で開発して参りました。今後のホテル事業推進及び事業性評価等の強化や、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
6	社外	はん しゆん 韓 俊 (再任)	株式会社マルハン代表取締役北日本カンパニー社長他、多くの企業経営の経験と実績を有しております。株式会社太平洋クラブの企業再生における現場や顧客視点での改革実績を活かし、当社の業績回復に向けた適切なアドバイスが期待できることに加え、株式会社マルハン太平洋クラブインベストメントとの資本業務提携に基づく計画を早急に推進し、着実に実行することで当社の業績向上を目指すに際し、現経営陣を補完し、引き続き経営体制を強化するのに適任であるという理由から、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7ヶ月となります。
7	社外	さ さ お よ し こ 笹尾 佳 子 (新任)	複数の企業経営や社外取締役としての経験と実績を有しております。東電パートナーズ株式会社における独自の人材開発による企業再建実績や日本国土開発株式会社常務執行役員働き方改革および人材戦略担当として、全社テレワーク導入、健康経営推進、建築現場の長時間労働削減、女性活躍推進および人事制度設計、人材育成体系構築等に取り組んだ実績を活かし、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 熊谷信太郎氏、楠本正幸氏、韓俊氏及び笹尾佳子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 楠本正幸氏は、NTT都市開発株式会社の顧問を兼任し、当社は2015年に同社と締結した資本業務提携以降、複数のホテル共同開発の実績があります。
3. 韓俊氏は、株式会社マルハン太平洋クラブインベストメントの代表取締役及び株式会社太平洋クラブを兼任し、両社へ普通株式を割当てと資本業務提携を締結しております。
4. 各社外取締役候補者が就任された場合には、当社は各社外取締役との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
5. 熊谷信太郎氏及び笹尾佳子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年7月更新の予定となります。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ①被保険者の範囲
当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用人
- ②被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- ③補填の対象となる保険事故の概要
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

ご参考

株主総会後の取締役会のスキルマトリクス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

氏名	属性	コア								サブコア	
		企業経営	業界知識	ストアオペレーション	財務・管理	ブランディングマーケティング	人材育成 人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験・ダイバシティ	ESG・サステイナビリティ	DX
遠藤 久	代表取締役社長兼CEO	◎	◎	◎		●	◎		●		
北島 英樹	取締役CFO	◎	◎	●	◎	●	●	◎			●
成瀬 功一郎	取締役	◎				◎			●		◎
熊谷 信太郎	独立社外取締役	●	●		●			◎			
楠本 正幸	社外取締役	●	◎			◎			●	●	
韓 俊	社外取締役	◎	●				◎		◎	●	
笹尾 佳子	独立社外取締役	◎					◎		◎		
桑原 清幸	独立社外監査役				◎		●	●			
唐澤 洋	独立社外監査役		●		◎			●		●	
岩田 美知行	独立社外監査役	●			●			◎		●	

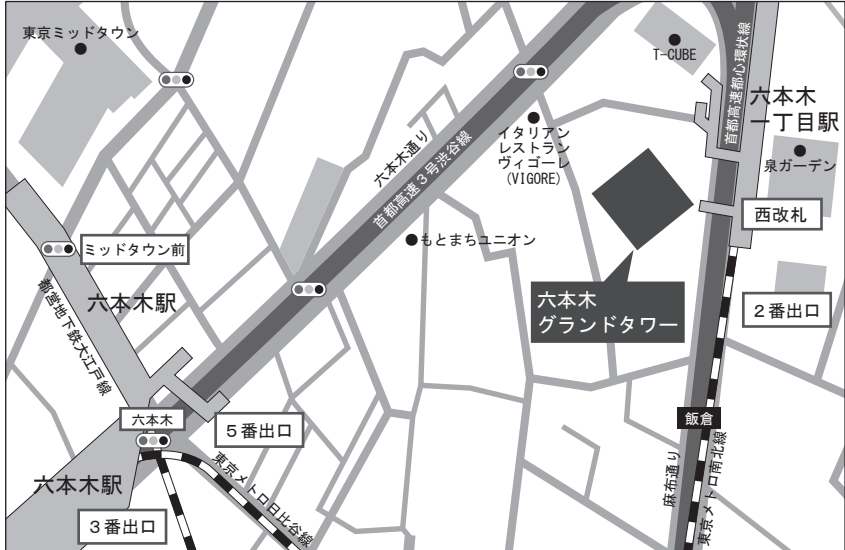
当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべき10項目（コア8項目、サブコア2項目）のスキル（知識・経験・能力）を特定。

保有するスキルを●とし、うち当社の戦略において当社が期待する役割を◎としております。

以上

会場ご案内図

会場 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー
9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
電話 (03) 5545-1722



交通のご案内

- ・「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）
- ・「六本木駅」5番出口徒歩6分（日比谷線・大江戸線）
- ・「溜池山王駅」13番出口徒歩8分（銀座線・南北線）

*感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、入場できる株主様の定員を50名様とし、定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

*駐車場の準備はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

*当日ご出席の株主様へのお土産は予定していませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。